

ゼロ国工事でも前払金

国交省 2次補正で特別措置

国土交通省は、年度内の支出はゼロとなるが契約はできる国庫債務負担行為（ゼロ国債）など、年度内に契約してもすぐに前払い金を発注者が支払うことができない工事について、保証事業会社による100%保証を受けた上で金融機関から、4月以降に支払われる前払い金分の融資を受けられるようにする。2008年度第2次補正予算でゼロ国債が計上されたことなどを受けた限定的な特別措置となる。

ゼロ国債やゼロ県債、ゼロ市債などの工事は、年度内に

が金融機関から融資を受けることができる。施工者は、この措置によって着工資金を確保できる。発注者が年度明けに前払い金を支払えば、融資を受けた金融機関に返済する。国交省は、ゼロ国債などの工事が発注される2、3月までに仕組みを整え、建設業界団体などに周知を図る。第2次補正予算ではゼロ国債を2472億円（事業費）計上している。